

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和44年4月1日から現在に至るまでA社に継続して勤務しており、労働組合業務専従者として同社労働組合へ異動した際の資格喪失日が51年8月31日とされているため、同年8月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社（A社から名称変更）から提出された社内歴情報及び当時の同僚等の供述から、申立人は申立期間において同社に勤務し（昭和51年9月1日にA社から同社労働組合に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年7月のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当し

た場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から5年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から5年8月まで

私は、国民年金の加入手続をした記憶は無いが、20歳になった時から、世帯主である母親あてに市町村から国民年金保険料の納付書が送付されてくるようになり、母親が金融機関で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年2月21日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間当時、申立人に係る国民年金の加入手続を行っていない上、申立人が居住していた市町村では、平成3年度以降に20歳到達者を対象に国民年金の職権適用を行っていたが、申立期間当時、申立人はその対象ではなかったことを踏まえると、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料の納付書が世帯主である母親あてに市町村から送付されてきたと供述しているが、市町村によれば、国民年金被保険者以外の者あてに納付書を送付することは無かった旨説明していることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人

の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたにもかかわらず、同事業所での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が 55 年 4 月 1 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社からの回答及び当時の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社が保管する資料によると、申立人は、同事業所には「臨時職員」として昭和 54 年 4 月 1 日に入社したことが推認できる上、当時の複数の同僚は、「入社から数か月間は臨時職員であり、正職員となってから厚生年金保険に加入させてもらった。」旨を供述している。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、A 社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚は、同事業所に入社したとされる日から、最短で 1 日未満及び最長で 12 か月経過した日に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同事業所では、臨時職員の期間について、区々の取扱いであったことがうかがわれる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人の A 社での雇用保険加入期間は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、昭和 53 年 10 月 1 日から 55 年 2 月 1 日までの期間について、A 社のオンライン記録を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記録されており、申立人の記録が脱落した痕跡は認められず、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付

していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 8 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 16 年 4 月から 20 年 8 月 31 日まで、A 社に継続して勤務し、17 年 6 月 1 日から厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述から、申立人は、申立期間の前後の期間を通じて、A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

また、申立人は、A 社での身分について、「入社当初は工員であったが、勤務期間中に昇任試験を受けて、工員から準社員に昇任した。」旨を主張している。

一方、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立期間の期首日である「昭和 18 年 8 月 1 日」に厚生年金保険被保険者資格を喪失した原因欄には、「職員」と記載されていることが確認できること、及びその後申立人が A 社で厚生年金保険被保険者資格の再取得日は、厚生年金保険法（昭和 19 年 2 月 16 日法律第 21 号）が施行された「昭和 19 年 6 月 1 日」とされていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録により、申立期間の前後の期間を通じて、A 社で厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認できる複数の同僚は、「当時、昇任試験は受験しなかった。」旨を供述している上、申立人と同様、昭和 18 年 8 月 1 日に同事業所で労働者年金保険の被保険者資格を喪失後、19 年 6 月 1 日に被保険者資格を再取得している同僚が複数人確認できることから判断すると、申立人は、昇任により、労働

者年金保険法の加入対象ではない「職員」に昇任することとなったことから、18年8月1日に労働者年金保険の被保険者資格を喪失し、厚生年金保険法の施行に伴い、19年6月1日に再び被保険者資格を取得したものと考えることが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当時の同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述は得られず、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 26 日から同年 4 月 20 日まで
② 昭和 32 年 4 月 21 日から 36 年 7 月 20 日まで

申立期間①及び②については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の健康保険の番号を含む前後それぞれ 100 人のうち、オンライン記録により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ 2 年以内に資格喪失し、かつ脱退手当金の受給要件を満たしている女性で、6 か月以内に厚生年金保険被保険者資格を取得していない 47 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、34 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうち連絡先が把握できた 2 人は、「退職時に会社から脱退手当金の説明を受け、会社が脱退手当金の請求をしてくれた。」、又は「退職後、会社から実家に脱退手当金に関する書類が届き、母親が手続をしてくれた。」旨を供述していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。